（利用状況調査の概要の作成及び公表）

第八条　法第二十六条の二第二項の規定により公表する利用状況調査の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

［一　略］

二　利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第四項に定める事項については平均値を算定することその他の適切な方法によって処理すること。

［三　略］

2　前項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号に掲げる無線局に係る利用状況調査の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

3　前二項の規定に基づき作成した利用状況調査の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　略］

（有効利用評価の評価事項）

第九条　法第二十六条の三第一項第四号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　電気通信業務用基地局等に係る利用状況調査　第五条第一項第一号ニからヲまでに掲げる事項

二　電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査　第五条第一項第二号ニからヌまでに掲げる事項

（有効利用評価の結果の概要の作成及び公表）

第十条　第八条の規定は、法第二十六条の三第四項の規定により公表する有効利用評価の結果の概要について準用する。この場合において、「法第二十六条の二第二項」とあるのは「法第二十六条の三第四項」と、「利用状況調査」とあるのは「有効利用評価」と読み替えるものとする。

（法第二十六条の三第六項に規定する調査の方法）

第十一条　法第二十六条の三第六項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

［一～五　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（利用状況調査及び評価の結果の概要の作成及び公表）

第七条　法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

［一　同上］

二　利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第三項に定める事項については平均値を算定することその他適切な方法によって処理すること。

［三　同上］

2　前項の規定にかかわらず、第三条第二項各号に掲げる周波数帯に係る利用状況調査及び評価の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

3　前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

（法第二十六条の二第四項に規定する調査の方法）

第八条　法第二十六条の二第四項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

［一～五　同上］

附　則

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○総務省令第六十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

総務大臣　寺田　稔

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。